

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る 利用者負担の方針について

### 1 趣旨

平成 27 年 4 月から開始された子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」といいます。）に係る利用者負担について、府中市子ども・子育て審議会に適正なあり方に関して諮問し、同審議会の利用者負担等検討部会から答申を受けました。

このことを受け、新制度において提供するサービスの多様化や待機児童解消など、子育て施策への対応を考慮し、本市における特定教育・保育施設等に係る利用者負担について方針を定めるものです。

### 2 内容

小学校就学前子どもの認定区分ごとに、利用者負担額の設定に関する市の方針を定めます。

#### (1) 1号認定

保育を必要としない1号認定の利用者負担は、今回は改定を行わないこととします。

#### (2) 2号認定及び3号認定

保育を必要とする2号認定及び3号認定の利用者負担について、次のとおり方針を定めます。

##### ア 階層区分について

現在17階層となっている階層区分を、30階層程度に増やし、階層間の金額差を少なくすることで、急激な負担の増減が生じないように配慮します。

##### イ 年齢別区分について

現在0歳児から2歳児まで同じ金額に設定していますが、0歳児については、保育士の配置基準が1・2歳児より多いことから、1・2歳児の金額より2割程度高い金額に設定することとします。

##### ウ 認定時間について

保育認定には、11時間保育の標準時間認定と、8時間保育の短時間認定の2つの区分があります。現在、短時間認定の金額は、標準時間認定の金額より1.7パーセント低い金額に設定していますが、サービス提供量に合わせて、短時間認定の金額を標準時間認定より2割程度低い金額に設定することとします。

## エ 利用施設について

新制度で実施されている地域型保育事業は、教育・保育施設に比べて小規模で、設備基準や保育士配置基準も異なっていることから、教育・保育施設より1割程度低い金額に設定することとします。

## オ 負担の水準について

これまでの利用者負担額は、国が示す徴収基準額の5割程度の負担割合となるように設定していますが、新制度の施行により、新たに認可事業となる施設等が増えたことや、保育サービスの質的改善による費用が、今後も経常的経費として見込まれます。また、待機児童解消を始めとした子育て施策への対応のために、保育所等の施設整備を進めることでも、保育所運営費として経常的経費の増加が見込まれます。

これらを踏まえ、負担水準を一定程度引き上げ、広く利用者に負担を求める金額に設定することとします。

## 3 今後の予定

時 期	内 容
平成28年8月	利用者負担額の決定
平成28年10月	市民への周知
平成29年4月	改正後の利用者負担額の適用開始